

## 豊岡市ふるさと納税に伴う返礼品協力事業者募集要項

### 1 目的

この要項は、ふるさと納税制度を活用し、本市への寄附促進及び本市の魅力や地元製品のPR、販売促進を図るため、本市へのふるさと納税を行った寄附者に対し返礼品の提供を行う返礼品協力事業者（以下「協力事業者」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 協力事業者の要件

登録できる協力事業者は、次に掲げるすべての要件を満たしたものであるとする。

- (1) 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 市内に本社（本店）を有する法人、団体または個人事業者等であること。  
ただし、総務省告示第179号第5条第2号（豊岡市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること）または3号に該当する場合（豊岡市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること）はこの限りではない
- (3) 市税の滞納がないこと。（「市税の滞納有無に関する調査同意書」を提出）  
ただし市税の滞納がある場合は「誓約書（環境経済課指定）」を提出すること
- (4) ふるさと納税受付ホームページ掲載写真等の提供に協力できること。
- (5) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同2条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並みにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 3 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げるすべての要件を満たしたものであるとする。

- (1) 本市の魅力や特産品のPRにつながるものであること。
- (2) 市内で生産、製造、加工又は原材料の主要な部分に市内の原材料を使用しているものであること。
- (3) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。  
（期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととする）
- (4) 食品については、返礼品の発送日から賞味期限までに一定の期間を有しているものであること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではない。
- (5) 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付について」により通知された、次に掲げる「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
  - ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイントマイル、通信料金等）
  - イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
  - ウ 価格が高額なもの
  - エ 寄附額に対し返礼品割合が3割を超えるもの

#### 4 登録申込み

協力事業者及び返礼品の登録・申込みは、環境経済課の指定する書類を提出することにより行う。

#### 5 受付期間

登録申込みの応募受付は随時行う。

#### 6 返礼品の決定

登録申込みのあった協力事業者及び返礼品については、本要項に基づき採用の可否を本市関係部署と協議し、決定する。

#### 7 その他留意事項

協力事業者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 本事業に参加するにあたっては、環境経済課と協議を行い、また、その指示に従うこと。

(2) 本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱については、豊岡市個人情報保護条例（平成 17 年豊岡市条例 215 号）その他関係法令を遵守すること。

(3) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと

(4) 返礼品の発送及び品質に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容について市に報告すること。この場合において、品質等による保証や苦情対応について、市は一切責任を負わないものとする。

(5) ふるさと納税に係る返礼品として豊岡市が発注する場合にのみ対象となるものでありそれ以外の物品等の購入等で本市からの発注対象となる為には、豊岡市物品等競争入札資格が別途必要となるものであること。

#### 8 申込み先

申込み先は次のとおりとする。

〒668-8666

豊岡市中央町 2 番 4 号

環境経済課 商工振興係

TEL:0796-23-4480

FAX:0796-22-3872

E-mail: furusatonouzei@city.toyooka.lg.jp